

介護老人保健施設 夢プラスワン 訪問リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団 志誠会が開設する介護老人保健施設 夢プラスワン(以下「当事業所」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所の従事者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法又は言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設 夢プラスワン
- (2) 開設年月日 平成10年3月30日
- (3) 所在地 千葉県香取市大倉字入り1196-1
- (4) 電話番号 0478-57-1511
FAX番号 0478-57-1512
- (5) 管理者名 施設長 平原 利彦
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1252980019号)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 訪問リハビリテーションの従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 従業者の職種及び員数
医師 1名以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上
従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日から土曜日までの7日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

(利用者負担の額)

第7条 利用者負担の額は次のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費を徴収する。(有料道路、有料駐車場を利用した場合は実額を徴収する。)通常実施地域を越えた場合 1回につき 100円

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、香取市及び香取郡内の区域とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問リハビリテーションに係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(身体拘束等)

第11条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第12条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次にあげる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第 14 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 15 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 16 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団 志誠会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 17 条 当事業所職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 18 条 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業者職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

2 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団 志誠会 介護老人保健施設 夢プラスワンの理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改定して施行する。